

Beyond

ASAHI
Research Institute

2021. 4
vol.04

Microsoft Power

あさひ総研

「株価と税務～株価について検討すべきポイント～」

「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」②

中小企業者等の区分～みなしだ企業って何？～

小規模事業者が対象となる補助金～持続化補助金特別枠～

給付金・助成金の収益計上について

Microsoft 「新しい働き方」導入支援キャンペーンのご案内

あさひ通信

第 189 回 デジタル化後の世界

INFORMATION



CONTENTS

Microsoft Power

あさひ総研

- 01 • 事業承継
 株価と税務～株価について検討すべきポイント～
- 02 • 相続
 「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」②
- 03 • 税制
 中小企業者等の区分～みなし大企業って何？～
- 04 • 助成金
 小規模事業者が対象となる補助金～持続化補助金特別枠～
- 05 • 社会福祉法人
 給付金・助成金の収益計上について

Microsoft「新しい働き方」導入支援キャンペーンのご案内

あさひ通信 第189回 デジタル化後の世界

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

すべてを過去にする Technology



Microsoft Power

統括代表社員 田牧 大祐

2021年3月2日、Microsoft Power Automate Desktop(以下、PAD)が、Windows10に標準搭載されることが発表された。Windows10のユーザーは、MicrosoftのRPA機能を無料で利用できるという衝撃的発表である。その翌3月3日、WEBセミナーとして、Microsoft関係者による非公式イベントPAD勉強会の開催リリースがあった。弊社(株)ASAHI Accounting Robot研究所^{*1}のスタッフ2名も、イベントのスピーカーとして登壇した。本イベントは、SNSで拡散され、驚くべきは、WEBセミナーの申込が発表初日で1000名を超えたことである。最終的には参加者が2000名を超えるメガイベントとなった。しかし、参加者は主にエンジニア、RPA市場関係者や日ごろからRPAを使っている方である。

これは何を意味するのか。PADのWindows10への標準搭載は、これを使う、あるいは使いたいエンジニアには衝撃的ニュースである。しかし、一方で経営者は、この衝撃的ニュースを知らない。

Microsoftは、昨年5月、世界的に評価の高かったRPAツールWinAutomationをM&Aにより手に入れた。その後このライセンスを月額40ドルという衝撃プライスで展開し、これまでのRPA業界にはない価格であり、業界を驚かせた。そして今回、最早、他社が追随できないWindows10に標準搭載という無償化に踏み切った。これまでRPAというPC上の自動化サービスは、特別なTechnologyの提供として、導入に数百万円、数千万円の投資が必要であった。あるいは意味のないと思われる画

像認識系RPAツールでさえ、月数万円というライセンス料がかかるほどだ。これらを利用している、今後も継続して使おうとしている中小企業にとって、これまでの自動化の取組を無にしてしまうほどのものである。

Microsoft Power Platform^{*2}はアプリ開発のPower Apps、自動化のPower Automate、見える化のPower BI、チャットボット構築のPower Virtual Agentsで構成されるサービスである。そして、そのすべてのサービス名に“Power”がついている。利用者にPowerを与えるということだ。そしてまだこれらのサービスを利用していない中小企業が大多数である。日本の中小企業にまだMicrosoftのPowerは届いていない。

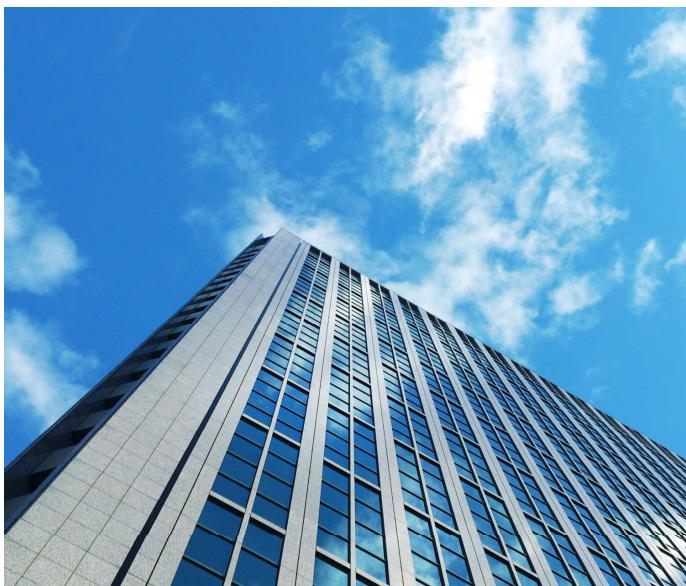
Technologyの進化は、従前のものを過去のものにする。Microsoft Power Platformが、置き去りにする側とされる側を分けるであろう。

*1 中小企業向けRPA導入支援、DX化支援を行っている。

Microsoft partner企業であり、Microsoft365、Power Automate販売代理店。AI-OCRサービスAI-Spectも提供。

*2 データの収集から解析・予測までローコーディングで実現させるビジネスを加速するTechnologyのPlatform。

事業承継



山形事務所
特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年 税理士法人あさひ会計に入所後は M&A 支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

株価と税務

～株価について検討すべきポイント～

株式譲渡にあたり、その譲渡価格は売る側と買う側の合意で決定します。どのような価格で取引するかは両者の自由です。

一方で株式譲渡に関連した税務申告をする際には、株式の時価を考える必要があります。上場会社の株式であれば、証券取引所で多数の株取引がなされ市場価格が形成されますので時価をとらえやすいですが、非上場会社の株式は売買事例がほぼ無いことが一般的です。売買事例の無い非上場株式の時価を、どのように算定するかは非常に難しい問題です。そのうえで、株式の譲渡価格が、時価と比較して高額取引か、あるいは低額取引かが法人税等の税額に影響しますので非上場株式の譲渡を取り巻く税務はさらに難解となります。

今回は、株式譲渡をするうえで株式の時価や税額に影響する代表的な論点を解説したいと思います。

・法人か個人か？

法人の所得に対しては法人税法が、個人の所得や贈与に対しては所得税法や相続税法が適用されます。そのため株式の売手が法人か個人か、また買手が法人か個人かで 4 種類の税務論点が生じます。

・独立第三者間取引かどうか？

純然たる第三者間で行われる取引であれば、諸々の経済性を考慮して定められた取引価格（株価）での売買については、時価で取引きしたものと考えることが可能かもしれません。

一方で第三者間取引ではなく、例えば親族間取引等の緊密な者同士で行われる株式の売買については財産評価基本通達を参考に時価を検討することが考えられます。財産評価基本通達には株価等の財産を評価するための画一的なルールが記載されています。第三者間取引でない場合は、その取引価格に客観的でない要素が含まれる可能性があるためです。

・少数株主か大株主か？

少数株主であれば、株式から得られる便益は限定的で、配当等が中心となると考えられます。一方で大株主であれば議決権を通じ、会社に強い影響力をもつことになります。株式の持ち分割合で株式の投資価値が変わるために、株式の時価算定の考え方方が異なります。

・低額譲渡か高額譲渡か？

例えば、ある法人が別の法人へ株式を低額で譲渡した場合、売手は時価で譲渡したものとして法人税を計算します。また買手も時価で買い取ったものとして実取引価格と時価の差額は受贈益とします（法人税法 22 条、22 条の 2 第 4 項）。このように取引価格と時価との差額について税務影響を検討する必要があります。

「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」②

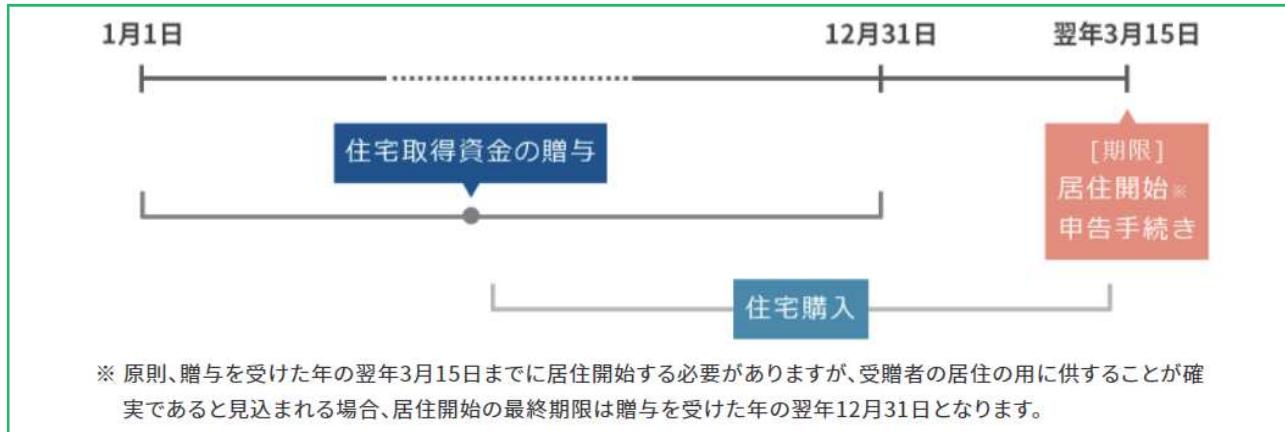


今回は前回記事に引き続き、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の留意点について説明します。

◆「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」留意点

①タイミングの留意点

この制度を利用する場合、基本的な流れとしては、下図のように資金贈与→住宅取得→入居→贈与税申告（贈与翌年）となり、各タイミングには注意が必要です。



住宅取得等資金の贈与は住宅を購入する前に受ける必要があり、原則的には贈与を受けた年の翌年3月15日までに入居していかなければいけません（贈与を受けた年の翌年3月15日までに新居の工事が完了しない場合でも、棟上げが完了し、建造物として認められる状態になっているなど一定の条件を満たし、かつ贈与翌年12月31日までに居住開始していれば適用可能）。

例えば、住宅の新築工事を行う場合には、前もって手付金を支払う場合があります。この手付金も決して小さな金額ではないことから、贈与を受けたお金で支払いたいと考える人も多いと思います。しかし、贈与された資金で手付金を支払うのは避けるべきです。新築工事を行う場合は、手付金を支払ってから実際に住むことができるようになるまで時間がかかり、上記居住開始要件を満たさない可能性があるからです。そのため、当該制度を利用する場合、資金贈与のタイミングとしては住宅の引き渡しが行われる直前（手付金のための贈与ではなく、引き渡し直前の代金最終決済のための贈与）をお勧めします。

②住宅ローン控除との併用

この制度を利用し、住宅資金の贈与を受けても住宅ローン控除制度が使えない訳ではありません。しかし、この制度による贈与を受けた場合は住宅ローン控除可能額が減少する可能性がある点には留意が必要です。住宅ローン控除の計算は、「住宅ローン等の年末残高の合計額」と「住宅取得等の対価の額」のいざれか少ない方の金額 ×1%です。たとえば、住宅取得金額が6,000万円、非課税枠で贈与された金額が1,500万円だった場合は、「住宅取得等の対価の額」は6,000万円 - 1,500万円 = 4,500万円とみなされます。仮に、住宅ローンの年末残高が5,000万円であったなら、それより低い「住宅取得等の対価の額」である4,500万円のほうが住宅ローン控除の計算の元になり、贈与をしなかった場合と比較して住宅ローン控除額は減少します。

以上、今回は制度の留意点でしたが、相続対策としてもメリットの大きい税制のため、制度の利用を検討してみては如何でしょうか。



山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人にて勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

税 制



中小企業者等の区分 ～みなし大企業って何？～

“令和元年度”の税制改正で、租税特別措置法における優遇税制の適用対象となっている“中小企業者”的範囲が縮小されました。平成31年4月1日以後に開始される事業年度より適用となっていましたが、昨年のその時期はコロナウイルス関連の税制等で持ちきりだったため、今回改正後の中小企業者等の判定についてご紹介します。

みなし大企業とは、資本金（出資金）の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本（出資）を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人を指します。

1. 大法人の完全子会社

- a. 大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
- b. 完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている普通法人

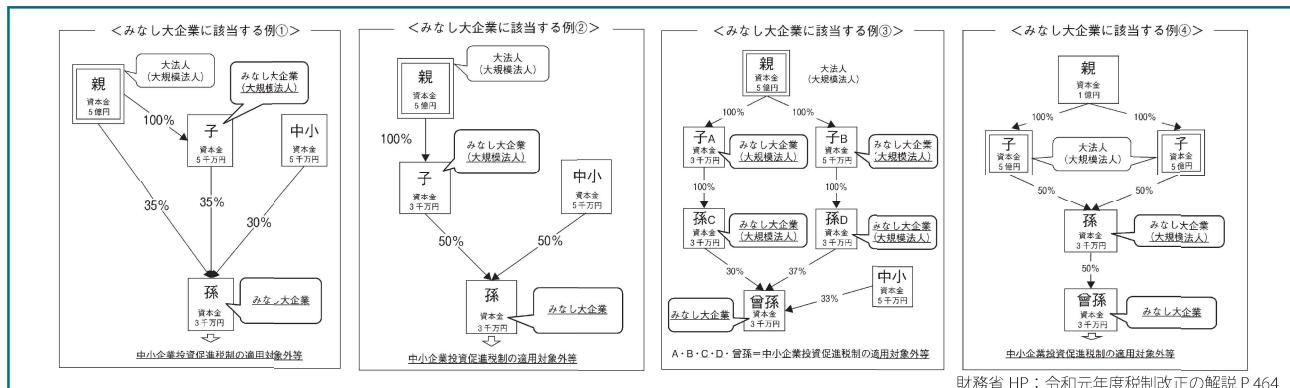
2. 発行済株式総数の1/2以上が、同一の大規模法人に所有されている法人

3. 発行済株式総数の2/3以上が、2以上の大規模法人に所有されている法人

資本金（出資金）の額が1億円以下の法人等は本来中小企業者等に該当しますが、上記いずれかの要件を満たす法人は中小企業者等の性質を持っています。“みなし大企業”とされ、中小企業者等の優遇税制が適用できません。また、中小企業者の要件を満たしていたとしても、過去3年平均で15億円超の所得金額がある法人は中小企業特例の適用ができなくなります（適用除外事業者）。

後継者不足が原因で廃業を強いられる中小企業が増加傾向にある昨今、その対策としてM&Aが有力視されています。令和3年度の税制改正大綱でもM&Aに関する優遇税制が盛り込まれています。そういった背景から今後よりM&Aが活発に行われる想定ですが、その際“みなし大企業”に該当し以前は適用できた税制が適用できなくなることも可能性としてあり得るので注意が必要です。

【参考】みなし大企業に該当する例



財務省 HP：令和元年度税制改正の解説 P.464



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

助成金



小規模事業者が対象となる補助金 ～持続化補助金特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）～

持続化補助金は、小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。これまであった一般型（補助金上限 50 万円、補助率 2/3）に加え、新たな特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編されました。今回は特別枠をご紹介します。なお、商工会議所地区と商工会地区で申請先が異なります。

※令和 3 年 3 月 25 日時点の情報です。

【補助対象者】

次に掲げる要件をいずれも満たす小規模事業者等が対象です。

（1）小規模事業者であること

業種ごとに従業員数で小規模事業者であるかが判断されます。

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

- （2）「サプライチェーンの毀損への対応（類型 A）」、「非対面型ビジネスモデルへの転換（類型 B）」、「テレワーク環境の整備（類型 C）」のいずれか一つ以上の投資に取り組むこと
- （3）新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること
- （4）受付締切日の前 10 カ月以内に、先行する受付締切回で採択・交付決定を受けて、補助事業を実施した（している）者でないこと

【補助対象経費】

次に掲げる経費が補助対象です。補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

【補助率】

コロナ特別対応型類型 A：補助対象経費の 3 分の 2 以内
コロナ特別対応型類型 B・C：補助対象経費の 4 分の 3 以内

【補助上限額】

100 万円（特例事業者は 150 万円）

【公募スケジュール】

令和 3 年 3 月中に公表される予定です。通年で受付を行い、複数回の受付が設けられる見込みです。



中小機構・
生産性革命推進事業
ポータルサイト
<https://seisansei.smrj.go.jp/>

販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい
HPを開設したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)
小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>

一般型：上限50万円

※共同申請可能

低感染リスク型ビジネス枠：上限100万円

✓ ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。

<補助率>

一般型：2 / 3

低感染リスク型ビジネス枠：3 / 4

✓ 感染防止対策費は補助対象経費のうち1 / 4
(または1 / 2※裏面参照) を上限に支援。

<補助対象>

◆一般型：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など
◆低感染リスク型ビジネス枠：
オンライン化の為のツール・システムの導入、E C サイト構築費など

令和元年度補正予算、令和 2 年度第 3 次補正予算で中小機構に措置



経済産業省



中小企業庁



中小機構
Be a Great Small.



仙台事務所
守 基一

主に事業会社及び社会福祉法人を担当。
DX 推進室メンバーとして、社内の業務改善も担当している。

社会福祉法人



給付金・助成金の収益計上について

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種給付金や助成金の給付を受けるケースがありますが、実務上はいつ・いくらでどの科目で計上するかが問題になります。今回は決算時の留意点として以下でそれぞれ解説します。

なお、補助金とは、助成金、負担金、交付金及び補給金等（以下、補助金等）の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないものをいいます。

1. 収益計上のタイミング

補助金等の収益計上時期についてはそれぞれの実態に応じて、「実現主義」の考え方に基づき計上することになります。一般的には「返還を要しないことが確定した時点」＝「実現した時点」となります。

(1) 経費補填の性質がないケース

補助金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益となります。先に入金があり、後に支給決定通知書が届くケースでは、入金日と支給決定通知書が届いた日のいずれか早い方の日付が実現した日付となります。例えば持続化給付金が該当します。

(2) 経費補填の性質があるケース

費用は令和2年度に発生しているため、費用収益対応の原則により令和2年度に収益を計上します。令和3年度に交付決定や入金があった時は、決算整理仕訳で未収補助金勘定への計上が必要になります。こちらは、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の助成金や雇用調整助成金（※1）が該当します。

【参考】給付金・助成金の収益計上のまとめ

計上時期	経費補填の性質なし	経費補填の性質あり		慰労金
		費用に対応する部分	固定資産に対応する部分	
金額	交付決定額	交付決定額、あるいは申請時の概算額		入金額
科目	大区分：〇〇事業収益 中区分：その他の事業収益 小区分：補助金事業収益（公費）	大区分：〇〇事業収益 中区分：その他の事業収益 小区分：補助金事業収益（公費）	大区分：施設整備等補助金収益 (国庫補助金等特別積立金) 中区分：施設整備等補助金収益	預り金 あるいは、仮受金
補助金等の例	持続化給付金	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の助成金 ・雇用調整助成金（※1）		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の助成金

※1 雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置に基づき交付を受けた場合は、支給決定日の属する事業年度に収益計上することになります。

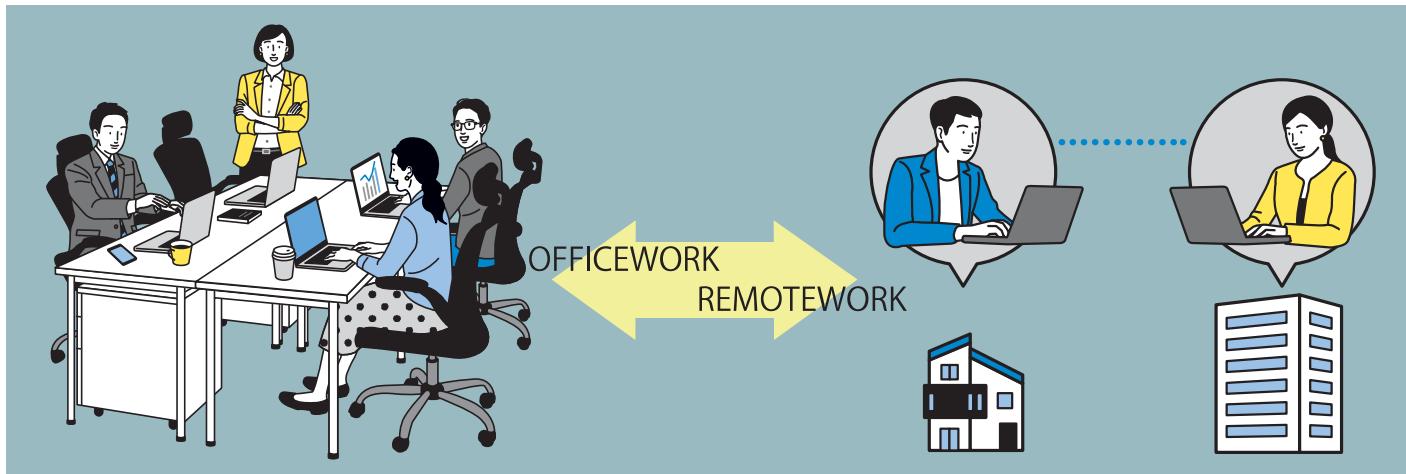


山形事務所
地方創生支援1部
公認会計士・税理士 葛西 裕之

新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）
で主に金融機関の法定監査に従事。
現在は公営企業の法適化業務及び会計指導、社会福祉法人及び医療法人の法定監査に従事。

Microsoft「新しい働き方」導入支援キャンペーンのご案内

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所



Microsoft 社では、「新しい働き方」導入支援キャンペーンとして、下記期間中に Microsoft365 の対象製品をご購入いただくと、購入シート数に応じてキャッシュバックが受けられるキャンペーンを実施しています。

現在 Microsoft365 の導入をご検討中の企業や、10 シート（ライセンス）以下を利用中で本格導入をご検討の企業にとって大変お得なキャンペーンとなっております。

Microsoft が実施しているキャンペーンは以下の通りです。

▼期間：2021 年 3 月 1 日（月）から 2021 年 5 月 14 日（金）までの購入分まで

▼対象：先着 300 社

▼対象製品とキャッシュバック金額：

Microsoft 365 Business Basic : 購入 1 シートにつき 2,000 円（税込）最大 40 万円

Microsoft 365 Apps for Business : 購入 1 シートにつき 3,000 円（税込）最大 60 万円

Microsoft 365 Business Standard : 購入 1 シートにつき 5,000 円（税込）最大 100 万円

Microsoft 365 Business Premium : 購入 1 シートにつき 5,000 円（税込）最大 100 万円

▼対象条件：

・新規購入される方（新規テナント作成）

・試用目的のため有償版 10 シート以下利用の方（Business Premium を除く）

・無償トライアル版のみを利用の方

・1 年間以上の継続利用が必要となります

▼公式サイト：<https://www.microsoft.com/ja-jp/biz/smb/campaign-hybrid-work.aspx>



※詳細については、公式サイトをご確認ください。

※キャンペーンの期間は、応募上限に達した時点で変更になることがあります。

ASAHI Accounting Robot 研究所は、マイクロソフトパートナーとして Microsoft 製品の導入支援を行っており
ます。ぜひご相談ください。



【お問い合わせ】

ASAHI Accounting Robot 研究所
Microsoft Partner

✉ info@asahi-robo.jp



デジタル化後の世界

公認会計士・税理士 半田健一



新聞の購読者が 10 年後にはいなくなるという分析予測が衝撃をよんでいる。一世帯当たりの購読部数が 20 年前の約半分の 0.61 部と減少し続けており、人口推計による世帯数の減少と相まって 2030 年過ぎには新聞を購買する人はいなくなるという推計だ。実際にはゼロにはならないのだろうが、現在でも 60 歳以下の人はおおよそ新聞を読まない。また、最近 60 代の女性たちが「テレビが面白くない」と話をしているのを立て続けに聞いたが、テレビの代わりに YouTube を見ているのだという。しかし、マスコミの方達から危機感は伝わってこない。

それにしても日本の変化は緩慢だ。マーケティングの大家、フィリップ・コトラーは「デジタル化するか、さもなくば死だ」といっているが、米国の一地区、中国の都市部、エストニアに代表される北欧都市でのデジタル化は凄まじい。すべてがオンラインでつながった世界のビジネスの在り方について書いた『アフターデジタル』(藤井保文、尾原和啓共著 日経 BP 社) を読んでみた。

キャッシュレス決済の比率が諸外国で 40%～60%に達しているのに対して日本では 20%程度にとどまっているが、1 つの段階としてキャッシュレス化が進むことにより「あらゆる消費者の購買行動のデータが取れる」ようになり、「リアルの購買データがデジタル化されることになる。

アリババが運営する中国のスーパーマーケット「フーマー」では店舗の 3km 圏内であれば 30 分以内に配達するという利便性が最大の特徴だが、フーマーでは実店舗に訪れた人も、オンラインユーザーも、アプリ経由のキャッシュレスで注文から購入までが完結する。そこで紹介されている商品はすべて AI でパーソナライズされており、ユーザーごとの詳細なデータを活用した個別化が実践されている。そして集められた膨大な購買データにより店舗ごとに商品棚のラインアップや在庫を変えて

おり、売れ残りはほとんど出ない。例えば生鮮野菜なら、農家と情報を共有し、日々の収穫量や次に作付けする品目まで細かく調整するという。

とはいえる者は①オンライン（リモート）とオフライン（リアル）は既に溶け合っており、ユーザーは状況ごとに一番便利な方法を選びたいだけ、②収集されたデータはフル活用して、顧客体験や製品として還元されなければならないとして、オンラインをベースとしつつ、リアルチャンネルをより深いコミュニケーションができる貴重な場と捉えている。つまり、個人との接点である「ハイタッチ」は感動と信頼をよび、複数人の接点である「ロータッチ」は心地よさや楽しさをよび、デジタル接点である「テックタッチ」は便利さ、お得さをよびそれぞれは相関関係にあるというのである。

中国の次世代 EV(電気自動車) メーカーである NIO (ニオ) は、価格はテスラの半額程度の 600 万～700 万円で自動運転や AI の導入をおこない注目を集めているが、「テスラは車の鍵を渡すまでが仕事だが、NIO は鍵を渡してからが仕事だ」という。その主なサービスは次の 4 つだ。①充電は電池パックごと交換し 3 分で終わる。②年間 23 万円で修理、保険、Wi-Fi、空港の駐車料無料等のサービスが付く。③会員制ラウンジでは、カフェ、図書館、ベビーシッター、イベント（英会話、ヨガ教室等）が常設されている。④SNS 機能により投稿したり、商品を購入したり、イベントの申し込みができる。など顧客接点により関係性を深めている。

どうも中国政府の強気な姿勢は、GDP が世界第 2 位ということだけではなく、デジタル化によって世界をリードしているという自負もあるようだ。

デジタル化は IT 業界やネット企業の話ではない。すべての業界の死活問題なのだ。あさひ会計では「生産性向上 DX セミナー」を山形市と仙台市で毎月開催し、様々な業界のデジタル化の導入事例や活用事例を紹介している。受講されることをお勧めする。

SEMINAR

会場◆ 【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催／日本M & Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

参加費：無料

◎各会場先着 5組様限定、完全予約制



お申し込みHP

【山形】4月13日(火)

①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

【仙台】4月14日(水)

①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

※Zoom 利用したWEB形式の面談も可能です。

『生産性向上 DX セミナー』

DX の取組が企業競争力に圧倒的な差をつけます。RPA や AI など、最新のテクノロジーを活用することで、会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとの RPA 導入の実例を紹介します。RPA の活用で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

参加費：お一人様 ¥3,000



お申し込みHP

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美

税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

【山形】

5月12日(水) 14:00～15:30

6月16日(水) 14:00～15:30

【仙台】

5月14日(金) 14:00～15:30

6月18日(金) 14:00～15:30

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせて頂きます。

『相続個別相談会』

「相続のことでの家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

参加費：無料



お申し込みHP

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に
限定させていただいております。

【山形】1回目／10:00～、2回目／14:00～

いずれも1時間程度

4月15日(木)

5月19日(水)

6月16日(水)

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

【仙台】1回目／10:00～、2回目／14:00～

いずれも1時間程度

4月16日(金)

5月13日(木)

6月16日(水)

宮城相続サポートセンター
☎ 0120-954-883

『経理担当者育成1ヶ月完成プログラム』全4回

経理未経験の方や、経理担当になりたての方、個人事業の経理担当の方など、基礎知識として経理を学びたい方にとって必要最低限の実務的な内容を学んでいただけます。

参加費：お一人様 ¥22,000



お申し込みHP

【山形】
【仙台】6月2日(水)13:30～スタート

第2回
6月9日(水)

第3回
6月16日(水)

第4回
6月23日(水)

※新型コロナウイルス対策として会場参加人数を制限させて頂きます。Zoomでのオンライン配信も予定しています。

あさひ会計からのお知らせ

口座振替サービスをご利用のお客様へ

あさひ会計が利用している口座振替サービス会社「日立キャピタル株式会社」が、2021年4月1日付にて三菱UFJリース株式会社と経営統合し、『三菱HCキャピタル株式会社』に社名変更されました。それに伴い、口座引落人名並びに通帳表示が「ミツビシH Cキャピタル」となりますので、何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。



株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 Labo

Beyond vol.04

2021年4月 発行

発行元／あさひ総研
山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521
仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>